

## 「洗剤・洗浄剤」について

「洗剤」、「洗浄剤」など身の回りでの洗って汚れを落とすものについて、普段何気なく、言葉を使ったり、聞いたり、見たりしていることが多いかと思います。実は、それらは、法律上定義されているものもあります。今回は、その規定している法律と定義について簡単に説明いたします。

### －有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(略称:家庭用品規制法)で規定されている－

名称	規制されている有害物質	基準
住宅用洗浄剤	塩化水素、硫酸	酸の量として10%以下及び所定の容器強度*を有すること。
家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム	アルカリの量として5%以下及び所定の容器強度*を有すること。
	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	0.1%以下

\* 漏水試験、落下試験、耐酸性及び耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

☆基準値を超えた塩酸、硫酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウムは・・・

10%を超える塩酸や硫酸及び5%を超える水酸化ナトリウムや水酸化カリウム洗浄剤は、「毒物及び劇物取締法」により、「医薬用外劇物」として規制を受けるので、購入する場合、住所、氏名、職業等の記入と押印が必要になります。

☆業務用は対象にならない

消費者が小売店頭で購入し使用するものであり、食堂、ビル清掃業者などに販売されるいわゆる業務用洗浄剤は規制対象外です。

### －家庭用品品質表示法で規定されている－

名称	定義	品質に関し表示すべき事項
合成洗剤	界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他添加剤から成り、その主たる洗浄作用が界面活性剤によるもの。	1 品名 2 成分 3 液性
住宅用又は家具用の洗浄剤	酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加物から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。	4 用途 5 正味量 6 使用料目安 7 使用上の注意

### －食品衛生法で規定されている－

名称	規制対象とする洗浄剤
洗浄剤	洗浄剤であって野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるもの。

このように、身の回りでの洗って汚れを落とすものについて、家庭用品規制法、家庭用品品質表示法、食品衛生法で各々の定義があり、規制する対象、範囲及び目的が異なります。家庭用品担当では、家庭用品規制法に基づく規制基準の検査を行っています。

【 理化学検査研究課 家庭用品担当 】